

現行規程の点検プロジェクトの実行（5）

区分	審議	対象範囲	経営委員会
<p>エグゼクティブサマリー</p> <ul style="list-style-type: none"> 第15回～第17回の経営委員会で、内部規程見直しの方向性について一定の整理を実施。 内部規程の見直しを踏まえ、経営委員会の運営に関し、必要な事項を定める経営委員会規程及び経営委員会議事録作成及び公表規程の改正について御審議いただくもの。 			
<p>バックグラウンド</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の内部規程に関する課題と見直しの方向性について、外部専門家（シティユーワ法律事務所）が提言を整理。 提言内容を踏まえつつ、規程見直しの方向性に関する経営委員会としての方針を整理いただき、執行部において、具体的な見直し作業に着手中。 		<p>フィードバック期間及び検証方法</p> <ul style="list-style-type: none"> なし <p>便益及びリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> 便益：改正GPIF法との整合性確保等 リスク：経営委員会の議決・審議・報告事項の増加、機動的な業務運営に支障が生じることへの懸念 <p>KPI</p> <ul style="list-style-type: none"> なし 	
<p>戦略プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営委員会における内部規程の議決を踏まえ、見直し作業に着手。 		<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> なし 	

経営委員会規程等

論点（ポイント）	見直しの方向性（案）
<p>（経営委員会への付議事項等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ シティユーワの提案は、「～経営企画会議の議決を経て（ただし、投資委員会の議決を経るものを除く。）経営委員会に付議するものとし、～」となっており、投資委員会において議決され経営委員会に付議される第2条第1項第20号及び21号に関するものが網羅されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2条の2（経営委員会への付議事項等）シティユーワの提案に投資委員会を追加。 第2条の2 理事長は、前条第1項各号の事項につき、経営企画会議（ただし、投資委員会の審議事項を除く。）又は投資委員会の議決を経て経営委員会に付議するものとし、経営委員会は、その内容につき審議し、必要に応じて修正のうえ議決するものとする。
<p>（経営委員会への報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ シティユーワの提案は、理事長の四半期報告のみを規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2条の3（経営委員会への報告）シティユーワの提案に第2項及び第3項を追加。 第2項は、理事長が重要な投資判断を投資委員会で審議しない、投資委員会の議決結果と異なる判断等を行った場合を想定し、このような場合においては、経営委員会に報告する項を追加。 2 理事長は、組織規程第2条の5の規程にしたがって職務を執行しようとするとき、又は執行しないときは、前項の規定にかかわらず、速やかに、その旨及び理由を経営委員会に報告しなければならない。

経営委員会規程等

論点（ポイント）	見直しの方向性（案）
<p>（経営委員会への報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ シティユーワの提案は、理事長の四半期報告のみを規定。 	<p>第3項は、内部通報及び外部通報において、理事長の裁量で是正措置・再発防止策を講じるような重要事案については、四半期にかかわらず経営委員会に報告する項を追加。</p> <p>3 理事長は、管理運用法人に著しい損害を及ぼすおそれのある重要なリスクが発生した場合には、第1項の規定にかかわらず、速やかに、その概要並びに講じた是正措置及び再発防止策等について経営委員会に報告するものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営委員会の持ち回り開催を可能とする項を追加する。 ○ 持ち回り開催の規定は、経営委員会規程より上位規程（業務方法書）に定めるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5条（議事）に第4項を追加。 4 第1項の規定にかかわらず、委員長及び委員並びに理事長の全員が経営委員会の議決の目的である事項について、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議事が可決されたものとする。 ※ 第4項は第5項とする。 ○ 経営委員会規程に定めるが、持ち回り開催を行った場合には、次回経営委員会においてその旨を必ず報告することとして、透明性及び実効性を高めてはどうか。

経営委員会規程等

論点（ポイント）	見直しの方向性（案）
<p>（議事概要・議事録）</p> <p>○ 持ち回り開催された経営委員会議事概要・議事録の取り扱い。</p>	<p>○ 第7条（議事概要）第1項にただし書きを追加。</p> <p>第7条 経営委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事概要を作成しなければならない。</p> <p style="margin-left: 20px;">（1） 会議の日時及び場所</p> <p style="margin-left: 20px;">（2） 出席した委員の氏名</p> <p style="margin-left: 20px;">（3） 議事となった事項</p> <p><u>ただし、第5条第4項に規定する議事については、開催日、持ち回り開催であること、同条同項に基づき同意の意思表示をした全委員の氏名及び議決した事項を記載した議事概要を作成するものとする。</u></p>
<p>○ 経営委員会事務室の決裁等の取扱い</p>	<p>○ 旧文書管理規程別表4経営委員会事務室部分については、第11条に基づき委員長が別に定める。</p> <p style="margin-left: 20px;">※ 執行部の権限分配細則を準用した細則を作成。</p>

経営委員会規程等

論点 (ポイント)	見直しの方向性 (案)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 別表に定める事項 ○ その他経営委員会が特に必要と認める事項として経営委員会が議決した事項について、事項そのものを別表に位置づけるのか、判例として事項を整理して別表に位置づけるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議決事項を積み重ねて事項を整理することとし、もう少し期間を置いて事項を整理してはどうか。 ＜議決事項の実績＞ ● 年度計画（予算）議決前の調達手続きについて ● 総合評価に係る議決事項 ● 「次期基本ポートフォリオ検討作業班(PT)」の設置について(案) ● バンクローンの運用開始 ● インハウスのデリバティブ取引について ● オルタナティブ投資に係るLP Sスキームの取り組み ● 国内債券の評価ベンチマークについて ● 現行規程の点検プロジェクトの実行 ● 基本ポートフォリオの定期検証について ● 統合ネットワークの調達について ● 投資判断用データサービス業務等の調達について
<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営委員会規程の施行日 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「規程等の制定に関する規程」別表が改正された場合、「基本規程」に限定すれば経営委員会の議決事項を網羅することが可能となるため、経営委員会規程の施行日は、「規程等の制定に関する規程」の施行日（4月1日）に合わせてはどうか。 ※「経営委員会議事録作成及び公表規程」についても同日（4月1日）とする。

経営委員会規程別表（変更案）

項番	事 項	変更理由（実績）等
1	投資原則及び行動規範の変更	変更なし
2	役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項	変更なし <実績等> <ul style="list-style-type: none"> ● 「役員の再就職の制限に関する規程」 ● 「役員の兼職等に関する規程」 ● 「内部通報及び外部通報に関する規程」 ● 「倫理規程」 ● 「金融商品の取引等に関する規程」 ○ 「取材等対応規程」 ● 「金融事業者が主催する会議、講演等への対応規程」 ○ 「反社会的勢力への対応規程」 ※ ○は今回のPJによる
3	第9条第2項に規定する措置に関する事項	変更なし
4	<u>役員がGPIFと利益が相反する行為を行おうとする場合における当該行為に関する事項（議決にあたっては、当該行為についての重要な事実を開示しなければならない。）</u>	シティニューワ提案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員が自己又は第三者のためにGPIFと取引をしようとするとき ・ GPIFが役員の債務を保証することその他役員以外の者との間においてGPIFと当該役員との利益が相反する取引をしようとするとき を想定
5	<u>役員がその任務を怠ったことにより管理運用法人に対して負う責任の全部又は一部の免除に関する事項</u>	シティニューワ提案
6	<u>規程等の制定に関する規程別表に定める規程及び基本方針に関する事項（ただし、監査委員会が制定、変更又は改廃の権限を有するものを除く。）</u>	現行規程の点検プロジェクトの実行により経営委員会の議決事項となる規程を網羅

(参考) 第5回経営委員会議事概要

(3) 「管理運用業務の議決事項の整理」
質疑等の概要は以下のとおりである。

委員 **管理運用業務の議決事項の整理**については、私からまとめて提案したい。
執行部から提出されたペーパーの位置づけについては、執行部が個別案件を整理し、**経営委員会に諮る際の内部的な目安として活用**する。経営委員会は、そのような性格のものとして理解する。今後、1年程度、本案を目安として執行部が議決事項案、または報告事項案を作成し、経営委員会においては、個別に是々非々を判断し、事項を整理していくこととしたい。経営委員会として、原則的な考え方、あるいは**議決事項に関する基本方針を定める必要があるれば、今後の検討課題**としたい。

管理運用業務の議決事項の整理(第2回)

区分	審議	対象範囲	全資産
<p>エグゼクティブサマリー</p> <p>本年10月に改正された中期計画の記載を踏まえ、管理運用業務について次に掲げるものを議決事項としてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新たな運用手法のリスクが、既存の運用手法に比べ高い場合には、そのリスクを適切に管理することができるかをあらかじめ確認 ②アクティブ運用やオルタナティブ投資を一時に大きく増加させる場合には、あらかじめリスク管理が適切に行われるか確認 ③運用対象商品を拡大する場合には、被保険者の利益に資することを確認 ④経営委員会は運用受託機関等の選定ルールを定め、執行部の選定の場に監査委員が陪席するなど適切に監視 ⑤その他経営委員会が重要事項と判断するもの 			
<p>バックグラウンド</p> <p>11月1日の経営委員会において、運用受託機関の総合評価の見直しを報告した際、その内容に一部議決すべき事項が含まれるとの指摘があり、改めて包括的に議決事項を整理するもの。</p>		<p>フィードバック期間及び検証方法</p> <p>年度計画の記載事項とすることで、少なくとも毎年度1回検証</p> <p>便益及びリスク</p> <p>【便益】経営委員会と執行部の責任が明確になり、迅速な意思決定が可能となる。 【リスク】経営委員会と執行部の意思疎通を密にする必要</p>	
<p>戦略プラン</p> <p>今般のガバナンス改革の趣旨を踏まえ、経営委員会の適切な監督の下、執行部の専門性やその裁量を発揮させる。</p>		<p>KPI</p> <p>独立行政法人実績評価の関連項目の評価向上</p> <p>その他</p> <p>3月まで継続的に検討し、来年度の年度計画の記載として議決</p>	

管理運用業務の議決事項の検討

検討の考え方

- 経営委員会の議決事項としてGPIF法第5条の3第1項第1号カに掲げる「経営委員会が特に必要と認める事項」のうち、管理運用業務に関する事項をあらかじめ明らかにする。
- 検討に当たっては、旧運用委員会の審議事項と報告事項の整理にかかわらず、**本年10月に厚生労働大臣から認可された改正後の中期計画の記載を踏まえ、**改めて経営委員会と執行部の関係を包括的に整理する。

中期計画の記載事項の抜粋

第1-2.国民から一層信頼される組織体制の確立

(前略) 経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。(後略)

第1-3.(3)運用手法について

運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行う。(後略)

第1-3.(4)運用対象の多様化

(前略) 新たな運用対象については、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において、年金資金運用の観点から幅広く検討を行う。理事長等は実施状況や経営委員会から求めのあった市場環境等に関する事項については適時に経営委員会に報告することとし、経営委員会はその報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。

第1-4.透明性の向上

(前略) 運用受託機関等の選定等に関しては、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保する。(後略)

具体的な議決事項の検討①

新たな運用手法の導入等

- 中期計画の記載を踏まえると、新たな運用手法の導入に当たって、経営委員会は、**リスク管理の観点**から関与することが求められている。



議決事項-案 1

※ 1 月予定のデリバティブ・LPSの審議の際に改めて検討

- 新たな運用手法のリスクが、既存の運用手法に比べ高い場合には、そのリスクを適切に管理することができるかをあらかじめ確認し、議決。

- ・ 価格変動リスク、流動性リスク、信用リスクのいずれかのリスクが、同一の資産クラスで既に採用されている運用手法のリスク水準を超える運用手法を導入する場合には、
- ・ そのリスクを適切に管理することができるかを確認

具体的な議決事項の検討②

議決事項-案2

※ 2～3月予定のプライベートエクイティ等の審議の際に改めて検討

○ リスク管理の観点からは、アクティブ運用やオルタナティブ投資を一時に大きく増加させる場合には、リスク水準が急激に上昇するおそれがあることから、あらかじめリスク管理が適切に行われるか確認し、議決。

- ・ 1 アクティブ運用受託機関への新規配分額が運用資産額の一定以上、又は、
1 オルタナティブ運用受託機関への新規コミットメント額が運用資産額の一定以上である場合には、
- ・ 運用資産全体、資産クラスごとのリスクの変化を適切に把握し、管理できることを確認

(注) 伝統的資産の運用にはGPIFも十分な経験があり、リスク管理手法も確立していることから、アクティブ運用は相対的に大きな額まで裁量を認めていただく一方、オルタナティブ投資は経験が未だ不十分であることから相対的に小さな額に設定してはどうか。

具体的な議決事項の検討③

運用対象の多様化

- 中期計画の記載を踏まえると、運用対象の多様化に当たっては、**被保険者の利益**に資することを前提に、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、経営委員会が検討することが求められている。



議決事項-案3

※ 1月予定の債券運用対象拡大の審議の際に改めて検討

- 運用対象商品を拡大する場合には、被保険者の利益に資することを、経営委員会が検討し、議決。
 - ・ 運用対象商品を拡大する場合には、被保険者の利益に資することを確認

具体的な議決事項の検討④

運用受託機関等の選定

- 中期計画の記載を踏まえると、運用受託機関等の選定については、経営委員会は、**透明性の観点**から関与することが求められている。



議決事項-案4

- 経営委員会は重要事項を決定し、執行部がその範囲で専門性と裁量を発揮し、経営委員会がその執行の適正性を監視するのが基本的な関係
- 経営委員会が選定ルールを定め、執行部の選定の場に監査委員が陪席するなど適切に監視

(具体的な議決項目は次ページ以降)

具体的な議決事項の検討④

- ① 運用受託機関、資産管理機関又はトランジション・マネジャー（以下「運用受託機関等」という。）の募集は、特別の事情がある場合を除き公募（マネジャー・エントリー制による公募を含む）による。
- ② 運用受託機関等の選定は、運用手数料等の評価を含む総合評価に基づき行う。
- ③ 運用受託機関の総合評価は、投資方針、運用プロセス、組織・人材、内部統制、スチュワードシップ責任に係る取組、事務処理体制、情報セキュリティ対策、情報提供等、運用手数料の合理性の各項目について、定量的な実績を勘案した定性評価を行い、その運用能力を総合的に評価する。
- ④ 資産管理機関の総合評価は、組織・人材、業務体制、内部統制、資産管理システム、グローバルカストディ、情報セキュリティ対策、情報提供等、資産管理手数料の合理性の各項目について、定量的な実績を勘案した定性評価を行い、資産管理能力を総合的に評価する。
- ⑤ トランジション・マネジャーの総合評価は、取引執行能力、組織・人材、内部統制、株主議決権行使の取組、事務処理体制、情報セキュリティ体制、トランジション・マネジメント手数料の合理性の各項目について、定量的な実績を勘案した定性評価を行い、トランジション・マネジメント能力を総合的に評価する。（次ページへ続く）

具体的な議決事項の検討④

- ⑥ 運用受託機関等の選定は、1人以上の監査委員が陪席する投資委員会で決定する。
- ⑦ 運用受託機関等の選定結果は、四半期ごとに経営委員会に報告するとともに、ホームページで公表する。
- ⑧ 既存の運用受託機関等の総合評価は、毎年度少なくとも1回行い、1人以上の監査委員が陪席する投資委員会で決定する。

その他

- 経営委員会は、管理運用業務に関する執行部からの報告について、重要事項と判断するときは、
その都度、議決の扱いについて決定する。

議決事項の規定の方法

- 以上で検討した議決事項については、別に文書化することも考えられるが、**中期計画の実施細則としての性格を踏まえ、年度計画へ記載してはどうか。**
- これにより、基準の変更には必ず経営委員会の議決が必要となり、また、決定後は、厚生労働大臣への届出、一般国民への公表という手続きが担保され、GPIFのガバナンスの強化や透明性の向上に資すると考える。

(今後のスケジュール)

1～3月に、議決事項-案1から案3を審議していただいた上で、上記の議決事項をすべて来年度の年度計画に記載することとし、3月末の経営委員会で一括して議決していただいてはどうか。

経営委員会規程 新旧対照表

新	旧
<p>経営委員会規程</p> <p style="text-align: right;">平成31年4月1日経営委員会制定 規程第 号</p> <p>第1条～第2条 (略)</p>	<p>経営委員会規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年10月1日制定</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「法」という。）第5条の6第3項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）に置かれた経営委員会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(経営委員会の権限等)</p> <p>第2条 次に掲げる事項は、経営委員会の議決を経なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務方法書の変更 (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第30条第1項に規定する中期計画及び通則法第31条第1項に規定する年度計画の作成又は変更 (3) 通則法第32条第2項に規定する報告書の作成 (4) 財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書の作成、利益及び損失の処理その他会計に関する重要事項 (5) 会計規程の変更 (6) 役員報酬等の支給の基準及び職員給与等の支給の基準の策定または変更 (7) 制裁規程の変更 (8) 業務概況書及び法第26条第2項に規定する書類の作成 (9) 監査委員会の職務の執行のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項 (10) 管理運用法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項 (11) 組織及び定員に関する重要事項（前2号に掲げるものを除く。） (12) 厚生年金保険法第79条の5第1項に規定する積立金の資産の構成の目標及び同法第79条の6第1項に規定する管理運用の方針の策定または変更 (13) 厚生年金保険法第79条の8第1項に規定する業務概況書の作成 (14) 法第5条の6第3項に規定する経営委員会の運営に関し必要な事項 (15) 法第5条の9第2項に規定する監査委員会による監視に関する事項 (16) 法第7条の2第7項の規定による管理運用業務担当理事の任命及び法第10条第2項の規定による管理運用業務担当理事の解任の同意

新	旧
<p>(経営委員会への付議事項等) <u>第2条の2 理事長は、前条第1項各号の事項につき、経営企画会議（ただし、投資委員会の審議事項を除く。）又は投資委員会の議決を経て経営委員会に付議するものとし、経営委員会は、その内容につき審議し、必要に応じて修正のうえ議決するものとする。</u></p> <p>(経営委員会への報告) <u>第2条の3 理事長は、少なくとも四半期に一度、経営委員会に対して、業務執行全般に関する重要事項について報告をしなければならない。</u> <u>2 理事長は、組織規程第2条の5の規程にしたがって職務を執行しようとして、又は執行しないときは、前項の規定にかかわらず、速やかに、その旨及び理由を経営委員会に報告しなければならない。</u> <u>3 理事長は、管理運用法人に著しい損害を及ぼすおそれのある重要なリスクが発生した場合には、第1項の規定にかかわらず、速やかに、その概要並びに講じた是正措置及び再発防止策等について経営委員会に報告するものとする。</u></p> <p>第3条～第4条</p>	<p>(17) 法第7条の2第8項の規定による理事（管理運用業務担当理事を除く。）の任命及び法第10条第3項の規定による理事（管理運用業務担当理事を除く。）の解任の同意 (18) 法第10条第4項の規定による理事長に対する欠格事由の認定に関する事項 (19) 法第10条第5項の規定による理事に対する欠格事由の認定に関する事項 (20) 別表に定める事項 (21) その他経営委員会が特に必要と認める事項 2 経営委員会は、役員の職務の執行を監督する。 3 経営委員会は、前項に掲げる業務のうち、理事長又は理事による年金積立金の管理及び運用に関する業務（以下「管理運用業務」という。）の実施状況の監視については、経営委員会が必要と認めるときを除き、監査委員会に行わせる。 4 経営委員会は、必要があると認めるときは、監査委員会に対し、前項に規定する監視の結果について定期かつ随時に報告を求める。 5 経営委員会は、前項第18号に基づき理事長が欠格事由に該当すると認めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。 6 経営委員会は、前項第19号に基づき理事が欠格事由に該当すると認めたときは、理事長に対し、当該理事の解任を求めることができる。</p> <p>(委員長) 第3条 委員長は、経営委員会の会務を総理する。</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>(議事)</p> <p>第5条 経営委員会は、委員長が出席し、かつ、委員長及び委員並びに理事長の総数の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>2 経営委員会の議事は、出席した委員長及び委員並びに理事長の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。</p> <p>3 前2項の議決について特別の利害関係を有する委員長若しくは委員又は理事長は、議決に加わることができない。委員長が議決に加わることができない場合にあつて、前項による可否同数の議決は、委員長の職務を代理する者が決するものとする。</p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、委員長及び委員並びに理事長の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が経営委員会の議決の目的である事項について、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議事が可決されたものとする。</u></p> <p>5 経営委員会は、法第5条の3第1項第1号に規定する事項（管理運用業務に係るものに限る。）を議事とするときは、管理運用業務担当理事に経営委員会の会議への出席を求めるものとする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(議事概要)</p>	<p>2 委員長は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。</p> <p>(招集)</p> <p>第4条 経営委員会は、委員長（委員長に事故がある場合には前条第2項に規定する委員長の職務を代理する者。以下同じ。）が招集する。</p> <p>2 委員長は、経営委員会を、原則として、1月に1回招集するものとする。</p> <p>3 委員長は、必要があると認めるときは、経営委員会を招集することができる。</p> <p>4 委員長は、委員長及び委員並びに理事長の総数の3分の1以上の委員又は理事長が必要と認めて委員長に対してその招集を請求したときは、経営委員会を招集しなければならない。</p> <p>5 委員長は、経営委員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員及び理事長に対して通知しなければならない。</p> <p>(議事)</p> <p>第5条 経営委員会は、委員長が出席し、かつ、委員長及び委員並びに理事長の総数の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>2 経営委員会の議事は、出席した委員長及び委員並びに理事長の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。</p> <p>3 前2項の議決について特別の利害関係を有する委員長若しくは委員又は理事長は、議決に加わることができない。委員長が議決に加わることができない場合にあつて、前項による可否同数の議決は、委員長の職務を代理する者が決するものとする。</p> <p>4 経営委員会は、法第5条の3第1項第1号に規定する事項（管理運用業務に係るものに限る。）を議事とするときは、管理運用業務担当理事に経営委員会の会議への出席を求めるものとする。</p> <p>(会議の非公開)</p> <p>第6条 経営委員会の会議は、これを公開しない。</p> <p>(議事概要)</p>

新	旧
<p>第7条 経営委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事概要を作成しなければならない。</p> <p>(1) 会議の日時及び場所 (2) 出席した委員の氏名 (3) 議事となった事項</p> <p><u>ただし、第5条第4項に規定する議事については、開催日、持ち回り開催であること、同条同項に基づき同意の意思表示をした全委員の氏名及び議決した事項を記載した議事概要を作成するものとする。</u></p> <p>2 議事概要は、会議に出席した委員長及び委員並びに理事長による署名又は記名押印を得て作成する。 3 前項の議事概要は、経営委員会の承認を得て公表する。</p> <p>(議事録)</p> <p>第8条 経営委員会の議事録は、「<u>経営委員会議事録作成及び公表規程</u>」で定めるところにより、作成及び公表を行う。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(<u>規程の制定、変更及び改廃</u>)</p> <p>第10条 この規程の制定、変更又は廃止は、経営委員会の議決により行うものと</p>	<p>第7条 経営委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事概要を作成しなければならない。</p> <p>(1) 会議の日時及び場所 (2) 出席した委員の氏名 (3) 議事となった事項</p> <p>2 議事概要は、会議に出席した委員長及び委員並びに理事長による署名又は記名押印を得て作成する。 3 前項の議事概要は、経営委員会の承認を得て公表する。</p> <p>(議事録)</p> <p>第8条 経営委員会の議事録は、「<u>経営委員会議事録作成及び公表要領</u>」で定めるところにより、作成及び公表を行う。</p> <p>(金融事業者からの寄付等の報告等)</p> <p>第9条 委員長及び委員並びに理事長は、倫理規程(平成18年規程第15号)第15条の定めによる報告を行うほか、就任時又は毎年1回定期的に、銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業(これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。)を行う者(以下「金融事業者」という。)に関する次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて経営委員会に報告するものとする。</p> <p>(1) 直近1年間(就任時においては直近3年間)における同一の金融事業者からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について (2) 直近1年間(就任時においては直近3年間)における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの寄付の有無について (3) 直近1年間(就任時においては直近3年間)における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの委託・請負事業、共同研究の有無について</p> <p>2 委員長又は特定の委員若しくは理事長と金融事業者との関係性から、審議の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある場合には、経営委員会は必要な措置を講ずるものとする。</p>

新	旧																		
<p><u>する。</u></p> <p>(雑則) 第11条 この規則に定めるもののほか、経営委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。</p> <p>(庶務) 第12条 経営委員会に関する庶務は、経営委員会事務室において行う。</p> <p>(決裁等) 第12条の2 前条に関し必要な決裁等の取扱いは第11条に基づき、委員長が別に定める。</p> <p>別表（第2条第1項関係）</p> <table border="1" data-bbox="123 625 1070 987"> <tr><td>1</td><td>投資原則及び行動規範の変更</td></tr> <tr><td>2</td><td>役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項</td></tr> <tr><td>3</td><td>第9条第2項に規定する措置に関する事項</td></tr> <tr><td>4</td><td>役員がGPIFと利益が相反する行為を行おうとする場合における当該行為に関する事項（議決にあたっては、当該行為についての重要な事実を開示しなければならない。）</td></tr> <tr><td>5</td><td>役員がその任務を怠ったことにより管理運用法人に対して負う責任の全部又は一部の免除に関する事項</td></tr> <tr><td>6</td><td>規程等の制定に関する規程別表に定める基本規程のうち、基本方針及び規程に関する事項（ただし、監査委員会が制定、変更又は改廃の権限を有するものを除く。）</td></tr> </table> <p><u>附 則</u> この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p>	1	投資原則及び行動規範の変更	2	役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項	3	第9条第2項に規定する措置に関する事項	4	役員がGPIFと利益が相反する行為を行おうとする場合における当該行為に関する事項（議決にあたっては、当該行為についての重要な事実を開示しなければならない。）	5	役員がその任務を怠ったことにより管理運用法人に対して負う責任の全部又は一部の免除に関する事項	6	規程等の制定に関する規程別表に定める基本規程のうち、基本方針及び規程に関する事項（ただし、監査委員会が制定、変更又は改廃の権限を有するものを除く。）	<p>(雑則) 第10条 この規則に定めるもののほか、経営委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。</p> <p>(庶務) 第11条 経営委員会に関する庶務は、経営委員会事務室において行う。</p> <p>別表（第2条第1項関係）</p> <table border="1" data-bbox="1155 625 2107 726"> <tr><td>1</td><td>投資原則及び行動規範の変更</td></tr> <tr><td>2</td><td>役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項</td></tr> <tr><td>3</td><td>第9条第2項に規定する措置に関する事項</td></tr> </table> <p><u>附 則（平成29.10.1制定）</u> この規則は、平成29年10月1日から施行する。</p>	1	投資原則及び行動規範の変更	2	役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項	3	第9条第2項に規定する措置に関する事項
1	投資原則及び行動規範の変更																		
2	役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項																		
3	第9条第2項に規定する措置に関する事項																		
4	役員がGPIFと利益が相反する行為を行おうとする場合における当該行為に関する事項（議決にあたっては、当該行為についての重要な事実を開示しなければならない。）																		
5	役員がその任務を怠ったことにより管理運用法人に対して負う責任の全部又は一部の免除に関する事項																		
6	規程等の制定に関する規程別表に定める基本規程のうち、基本方針及び規程に関する事項（ただし、監査委員会が制定、変更又は改廃の権限を有するものを除く。）																		
1	投資原則及び行動規範の変更																		
2	役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項																		
3	第9条第2項に規定する措置に関する事項																		

経営委員会議事録作成及び公表規程 新旧対照表

新	旧
<p>経営委員会議事録作成及び公表規程</p> <p style="text-align: center;">平成31年4月1日経営委員会制定 規程第 号</p> <p>(目的) 第1条 経営委員会規程第8条に定める議事録（以下「議事録」という。）の作成及び公表については、本要領に定めるところによる。</p> <p>第2条から第3条 (略)</p> <p>第4条～第6条 (略)</p>	<p>経営委員会議事録作成及び公表要領</p> <p style="text-align: right;">平成29年10月1日 制定</p> <p>(目的) 第1条 経営委員会規則第8条に定める議事録（以下「議事録」という。）の作成及び公表については、本要領に定めるところによる。</p> <p>(記録) 第2条 議事録は、発言者名を明記の上、原則として逐語で記録する。 2 案件に係る議論と関係のない発言は、記録の対象としない。 3 聴取不能な部分は、事後に発言者に確認の上、記録する。</p> <p>(記録の訂正、加筆等) 第3条 話し言葉特有の表現、同じ語句の無用な繰返し、冗長な言回し、明らかな誤り等は、発言の趣旨をそこなわない範囲で、表現を変更することができる。また、不足している語句については、発言者に確認の上、訂正、加筆を行うことができる。 2 議事録は、次の各号に掲げる非公表とすべき情報（以下「非公表情報」という。）が含まれる箇所を除くものとする。 (1) 個人に関する情報（「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号に掲げる情報） (2) 法人に関する情報（情報公開法第5条第2号に掲げる情報） (3) 公にすることにより、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるなど、その事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（情報公開法第5条第4号に掲げる情報） 3 前項の規定により非公表情報を除く場合には、非公表情報に相当する箇所または当該箇所を含む発言全体を削除する方法により行う。</p> <p>(議事録の承認) 第4条 議事録は、経営委員会の承認を得て作成するものとする。</p> <p>(公表頻度) 第5条 議事録は、各委員会の開催日から起算して7年を経過した後に四半期分</p>

新	旧
<p>(<u>規程の制定、変更及び改廃</u>)</p> <p><u>第7条</u> この<u>規程</u>の制定、変更又は廃止は、<u>経営委員会の議決</u>により行うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第8条</u> この<u>規程</u>により難い場合には別途経営委員会において対応を定めるとともに、この<u>規程</u>を実施するために必要となる具体的事項については委員長が定める。</p> <p><u>附 則</u> この<u>規程</u>は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>(1月から3月分、4月から6月分、7月から9月分、10月から12月分)毎にとりまとめて、年4回公表する。</p> <p>(公表方法)</p> <p>第6条 公表は、管理運用法人のホームページに掲載することにより行う。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第7条</u> この<u>要領</u>により難い場合には別途経営委員会において対応を定めるとともに、この<u>要領</u>を実施するために必要となる具体的事項については委員長が定める。</p> <p><u>附 則</u> (平成29.10.1制定) この<u>要領</u>は、平成29年10月1日から施行する。</p>